

教職員互助会のしおり

（給付事業・厚生事業）

香川県教職員互助会は、会員の福利厚生の充実を目的として、会員の皆様からの掛金収入を基本に運営しております。

平成 26 年 4 月からは、公益法人制度改革によって一般財団法人に移行し、福利厚生に関する事業、給付事業などに取り組んでおります。

会員は、公立学校共済組合香川支部の組合員となられた方（給与が市町費支弁の者を除く）です。

【教職員互助会に関する問合せ及び送付先】

〒760-8582 高松市天神前 6 番 1 号（天神前分庁舎 3 階）
香川県教育委員会事務局健康福利課内
一般財団法人香川県教職員互助会
TEL 087-832-3796

福利厚生サポートページ <https://kgbenefit.jp/k7qfg5xh/>

1 掛金について

給料月額（教職調整額、給料の調整額を含む）×7.0/1,000 を給与から毎月控除します。

2 給付事業について

（1）病気になったとき

療養費補助金	会員又は被扶養者が病気又は負傷によって療養を受けたとき、自己負担額のうち共済組合の給付額を差し引いた額が7,000円を超える場合、その超えた額を自動給付します。 ※乳幼児医療等の公費負担を受けるときは、支給しません。
入院見舞金	会員が病気又は負傷により引続き5日以上入院したとき、入院の初日から自動給付します。 会員 1,200円/日 被扶養者（100日/年を限度）600円/日 ※共済組合員証を使用しなかった場合（公務災害）は「入院見舞金請求書」を所属所長経由で互助会へ提出してください。

（2）結婚したとき

結婚祝金	会員が婚姻したときに支給します。 (1)支給額 40,000円 (2)請求手続 次の書類を互助会へ提出してください。 ①結婚祝金請求書 ②結婚の届出年月日を明らかにした証明書（戸籍抄本又は婚姻届受理証明書）の原本又は所属所長が原本証明した証明書の写し
------	--

（3）出産したとき

出産見舞金	会員が出産したときに支給します。 (1)支給額 20,000円 (2)請求手続 「出産費請求書」を共済組合へ提出した場合は自動給付します。 <u>ただし、「出産費請求書」を共済組合へ提出しない場合は、「出産見舞金請求書」を互助会へ提出してください。</u>
	会員の配偶者又は被扶養者が出産したときに支給します。 (1)支給額 20,000円 (2)請求手続 「家族出産費請求書」を共済組合へ提出した場合は自動給付します。 <u>ただし、配偶者が会員の被扶養者でない場合は、「出産見舞金請求書」を互助会へ提出してください。</u> ※医師又は助産師の証明について 証明にかえて、出生届のうち「出産証明書」又は母子手帳のうち「出生届出済証明（親子の名が確認できる頁）」の写しでも可。

(4) 休業の承認を受けたとき

休業補助金	(1) 育児休業の承認を受けたとき 互助会の掛金相当額を補助するため共済組合の掛金が免除される期間について、掛金は徴収しません。 (2) 介護休暇の承認を受けたとき 給料の一部が支給されることにより、互助会の掛金を控除できる場合は掛金を控除します。 しかし、共済組合の掛金は免除にならないため、共済組合の掛金相当額を互助会から休業補助金として支給します。 ①支給期間 介護休暇が承認された日から終了する日まで ②支給額 共済組合の掛金相当額を日割計算により支給 ③請求手続 原則、「休業補助金（介護）請求書」を所属所長経由で互助会へ提出してください。 ただし、共済組合の介護休業手当金が支給される期間は、休業補助金（介護）を自動給付するため、「休業補助金（介護）請求書」の提出は不要です。
-------	--

(5) 死亡したとき

死亡弔慰金	●会員が死亡したときは、会員の遺族に互助会から給料の一月分（その額が 70 万円に満たないときは 70 万円）の弔慰金を支給します。 (1) 遺族の範囲 遺族の範囲及び順位は、香川県職員退職手当条例（昭和 29 年香川県条例第 38 号）の例によります。 (2) 請求手続 会員の遺族が、次の書類を互助会へ提出してください。 ①死亡弔慰金請求書 ②死亡を確認する書類（死亡診断書・埋葬許可証又は火葬許可証の写し） ③被扶養者でない者が請求する場合は、会員との続柄がわかる戸籍等の書類 ●会員の配偶者・子もしくは被扶養者（配偶者及び子を除く被扶養者）が死亡したときは、会員に弔慰金を支給します。 (1) 支給額 配偶者と子 150,000 円 その他の被扶養者 40,000 円 (2) 請求手続 会員の被扶養者は、共済組合に「家族埋葬料・家族埋葬料附加金請求書」を提出した場合は自動給付します。 ただし、会員の被扶養者以外の配偶者及び子にあっては、次の書類を互助会へ提出してください。
-------	--

	①死亡弔慰金請求書 ②死亡を確認する書類（死亡診断書・埋葬許可証又は火葬許可証の写し） ③会員との続柄がわかる書類（会員の戸籍謄本等（抄本で可能な場合もあり））
退職餞別金	会員が死亡したときも、退職したときと同様に退職餞別金を支給します。「退職餞別金請求書」を互助会へ提出してください。

（６）退職したとき

退職餞別金	<u>会員期間が２年以上の者</u>が会員でなくなったときに、本人又は遺族に会員期間の区分により退職餞別金を支給します。 <u>２年未満の方は、提出不要です。</u> (1) 支給額 <table border="1"> <thead> <tr> <th>会員期間</th><th>支給額</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>10 年未満の者</td><td>20,000 円</td></tr> <tr> <td>10 年以上 25 年未満の者</td><td>30,000 円</td></tr> <tr> <td>25 年以上の者</td><td>50,000 円</td></tr> </tbody> </table> ※任用期間と任用期間が引き続き、空白期間がない場合は、会員期間が通算されます。前歴があっても、任用期間と任用期間が１日でも切れている場合は、再度会員になった日が会員期間の起算日となります。 <u>（注意）</u> <u>互助会の会員となった時期は下記のとおりです。</u> ・臨時任用職員…令和２年４月１日～ ・会計年度任用職員…令和４年１０月１日～ <u>※勤務年数と会員期間は一致しないことがありますので、不明な場合は互助会にお問い合わせください。</u> (2) 請求手続 「退職餞別金請求書」を互助会へ提出してください。 ただし、次の任用が既に決まっている場合は会員期間が通算される場合があります。不明な場合は互助会にお問い合わせください。	会員期間	支給額	10 年未満の者	20,000 円	10 年以上 25 年未満の者	30,000 円	25 年以上の者	50,000 円
会員期間	支給額								
10 年未満の者	20,000 円								
10 年以上 25 年未満の者	30,000 円								
25 年以上の者	50,000 円								

３ 厚生事業について

入学祝金	会員の子が小学校及び中学校（特別支援学校の小学部・中学部を含む）に入学したときに支給します。 (1) 支給額 10,000 円（夫婦とも会員の場合、会員それぞれに 10,000 円を支給） (2) 請求手続 各所属所で該当会員を取りまとめ、「入学祝金請求書」を互助会へ提出してください。 <u>（注意）令和８年４月１日に在籍している会員に限ります。</u>
------	--

リフレッシュ 旅行補助	該当会員が旅行するとき、経費の一部を補助します。請求手続等は、年度当初に要綱等を各所属所へ通知しています。 (1) 補助限度額 <table><tr><th>区分</th><th>該当者</th><th>補助限度額</th></tr><tr><td>5 年</td><td>会員期間が 5 年に達した会員（6 年目の会員）</td><td>10,000 円</td></tr><tr><td>10 年</td><td>会員期間が 10 年に達した会員(11 年目の会員)</td><td>10,000 円</td></tr><tr><td>15 年</td><td>会員期間が 15 年に達した会員(16 年目の会員)</td><td>10,000 円</td></tr><tr><td>20 年</td><td>会員期間が 20 年に達した会員(21 年目の会員)</td><td>10,000 円</td></tr><tr><td>25 年</td><td>会員期間が 25 年に達した会員(26 年目の会員)</td><td>10,000 円</td></tr><tr><td>30 年</td><td>会員期間が 30 年に達した会員(31 年目の会員)</td><td>50,000 円</td></tr><tr><td>35 年</td><td>会員期間が 35 年に達した会員(36 年目の会員)</td><td>10,000 円</td></tr><tr><td rowspan="4">当該年度 に 60 歳以上で退職 する者※</td><td>会員期間が 21～24 年に達した会員 (25 年に達した会員を除く)</td><td>10,000 円</td></tr><tr><td>会員期間が 26～28 年に達した会員</td><td>10,000 円</td></tr><tr><td>会員期間が 29 年に達した会員</td><td>15,000 円</td></tr><tr><td>会員期間が 31～34 年に達した会員</td><td>10,000 円</td></tr><tr><td colspan="2">※年度末に定年相当で退職する者に限ります</td><td></td></tr></table> (2) 申請手続 各所属所で該当会員を取りまとめ、「リフレッシュ旅行補助金交付申請書」及び「除外申出書」等を互助会へ提出してください。 <u>(注意)</u> <u>互助会の会員となった時期は下記のとおりです。</u> ・ <u>臨時的任用職員…令和 2 年 4 月 1 日～</u> ・ <u>会計年度任用職員…令和 4 年 10 月 1 日～</u> <u>※勤務年数と会員期間は一致しないことがありますので、不明な場合は互助会にお問い合わせください。</u>	区分	該当者	補助限度額	5 年	会員期間が 5 年に達した会員（6 年目の会員）	10,000 円	10 年	会員期間が 10 年に達した会員(11 年目の会員)	10,000 円	15 年	会員期間が 15 年に達した会員(16 年目の会員)	10,000 円	20 年	会員期間が 20 年に達した会員(21 年目の会員)	10,000 円	25 年	会員期間が 25 年に達した会員(26 年目の会員)	10,000 円	30 年	会員期間が 30 年に達した会員(31 年目の会員)	50,000 円	35 年	会員期間が 35 年に達した会員(36 年目の会員)	10,000 円	当該年度 に 60 歳以上で退職 する者※	会員期間が 21～24 年に達した会員 (25 年に達した会員を除く)	10,000 円	会員期間が 26～28 年に達した会員	10,000 円	会員期間が 29 年に達した会員	15,000 円	会員期間が 31～34 年に達した会員	10,000 円	※年度末に定年相当で退職する者に限ります		
区分	該当者	補助限度額																																			
5 年	会員期間が 5 年に達した会員（6 年目の会員）	10,000 円																																			
10 年	会員期間が 10 年に達した会員(11 年目の会員)	10,000 円																																			
15 年	会員期間が 15 年に達した会員(16 年目の会員)	10,000 円																																			
20 年	会員期間が 20 年に達した会員(21 年目の会員)	10,000 円																																			
25 年	会員期間が 25 年に達した会員(26 年目の会員)	10,000 円																																			
30 年	会員期間が 30 年に達した会員(31 年目の会員)	50,000 円																																			
35 年	会員期間が 35 年に達した会員(36 年目の会員)	10,000 円																																			
当該年度 に 60 歳以上で退職 する者※	会員期間が 21～24 年に達した会員 (25 年に達した会員を除く)	10,000 円																																			
	会員期間が 26～28 年に達した会員	10,000 円																																			
	会員期間が 29 年に達した会員	15,000 円																																			
	会員期間が 31～34 年に達した会員	10,000 円																																			
※年度末に定年相当で退職する者に限ります																																					
思い出記念旅行 補助	会員期間が 25 年以上の会員が旅行するとき、経費の一部を補助します。申請手続等は、年度当初に要綱等を各所属所へ通知しています。 (1) 補助限度額 60,000 円 (2) 申請手続 「思い出記念旅行補助金交付申請書」を互助会へ提出してください。申請期限は会員資格喪失後 2 か月までです。																																				
選択型福利厚生 事業補助 (兼宿泊保養施設 利用補助)	会員の健康管理、自己啓発、趣味の充実等に要する経費又は会員の宿泊保養施設の利用に要する経費の一部を補助します。請求手続等は、年度当初に要綱等を各所属所へ通知しています。 (1) 補助限度額 10,000 円 (ただし、領収書の金額が補助金額に満たないときは、当該金額) (2) 補助回数 年度内 1 回																																				

	(3) 請求手続 「選択型福利厚生事業補助金（兼宿泊保養施設利用補助金）請求書」に領収書を添付して互助会へ提出してください。
会員特別割引 契約施設	互助会会員証を提示すると、指定の温泉休養施設等が会員料金で利用できます。年度当初に、会員特別割引契約施設等一覧を各所属所へ配付しています。

4 その他

互助会の給付事業及び厚生事業は、原則、本人からの請求となります。

自分がその事業の内容に該当しているかどうかは自身で確認の上、提出してください。

会員期間等不明な点がありましたら、互助会にお問い合わせください。

5 互助会関係の様式について

香川県教職員福利厚生サポートページ (<https://kgbenefit.jp/k7qfg5xh/>) に掲載しています。印刷してご利用ください。

ユーザー名：117117117（半角） パスワード：benefiT（Tのみ大文字）

